

マネージメント・レター No.274

今こそ経営計画書作成を！～中小企業金融円滑化法の最終延長～**「中小企業金融円滑化法」**

平成 21 年 12 月に施行（平成 23 年 3 月に終了予定）

平成 22 年 12 月 14 日に平成 24 年 3 月まで 1 年間延長する旨を金融庁発表

平成 24 年 3 月 30 日に国会で最終(再)延長が可決・成立、翌日より公布・施行期限は平成 25 年 3 月 31 日までとなります。

皆様もご存じのとおり、この法律は金融機関が中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対してできる限り貸付条件の変更等（リスク）を行うよう努めることなどを内容とするもので、①当時全国で横行した金融機関の貸し渋り・貸し剥し対策、②中小企業の経営改善対策に効果を発揮し、最初の施行から 2 年が経過した平成 23 年度末現在で、中小企業者に対する貸付条件変更の実行実績は約 152 万件で、金額にして約 51 兆円もの貸付条件変更が実行されたそうです。

しかし、円滑化法利用後の企業倒産数や負債総額も増えていく一方でもあり、事業の経営改善・改革の糸口も見えていない企業が増加し、事業構造上の問題を抱える企業の延命策の様な状態になりつつあるのも事実のようです。

今回の最終延長に当たり関係省庁から発表されました「政策パッケージ」には、金融機関は外部専門家や外部機関、中小企業関係団体や他の金融機関・信用保証協会と必要に応じて連携を取りながらコンサルティング機能をより一層発揮し、最大限の支援をするよう促すと書かれています。金融庁として行う事、金融機関として行う事と明文化し、徹底強化を行うものとなっています。つまり、再生可能な企業はあらゆる手段を講じて生き残りの為の策を打つが、再生不可能な企業には『廃業・清算へのソフトランディングを打っていく』と言うものであります。今後円滑化法の実行にはかなり厳しい条件が与えられるものと察せられます。

リーマンショックから昨年の東日本大震災と、日本の経済状況はより厳しいものとなって来ています。しかし、無事に円滑化法から卒業して業績を回復させている企業や、安定して業績の良い企業もこの日本に存在する事は事実です。何が違うのかは一概には言えませんが、そこには**経営改善に向け、明確な計画を作成し、全社一丸となって必ず達成しようと頑張っている経営者や従業員の方々がおられるはず**です。その柱となり、**羅針盤となるものが経営計画書**であります。経営計画書を作られていない方は、是非作成されてみてはいかがでしょうか？